

処遇改善加算配分取扱要領

給与支給額算定に伴う処遇改善加算額の配分方法については、つぎのとおり取り扱うものとする。

なお、処遇手当の名目を以って支給されるものの外、処遇改善の趣旨を以って支給加算するつぎの各項に該当するものを、処遇改善加算額とするものとする。

- 1 基本給の増額については、1回につき、1号を昇給の上限とし、これを超える額の階層増額分は、処遇改善加算額の配分額を以って充てるものとする。
- 2 職務手当については、資格取得や実務上の経験を考慮して、積極的な手当支給を行うこととする。かつ、その全額を、処遇改善加算額の配分額を以って充てるものとする。
- 3 休日保障については、やむを得ず時効消滅となった過年度分の有給休暇未消化分について、精励金の意を以って支給した額の分を、処遇改善加算額の配分額を以って充てるものとする。
- 4 調整(控除)については、職務実態に応じて、他の職員に比して、業務の質若しくは量的に負担が多い者に加算された額について、処遇改善加算額の配分額を以って充てるものとする。
- 5 職員及び同居家族のインフルエンザ予防接種に係る次の費用を福利厚生費として助成する。その助成費用は処遇改善加算額の配分額を以って充てることのできるものとする。

職員	全額
同居家族	半額
- 6 職員資格取得助成要領の規定に基づき、支給した費用は処遇改善加算額の配分額を以って充てることのできるものとする。
- 7 高年齢者（60歳以上）及び夜間支援員などの当人の日常生活の都合により、時短勤務（常勤雇用に満たない者）を希望する者に対して、雇用条件について、最低賃金を上回る額は、処遇改善加算額の配分額を以って充てることのできるものとする。
- 8 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請に伴い、令和4年2月の支給分給から、該当職員の基本給を9千円相当（社保等事業主負担分を含む）増額するための昇給措置を行う。加えて、同交付金の総額を下回ることが予測される場合は、処遇改善手当を増額調整して補うものとする。
- 9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に伴い、前項の規定により増額した基本給（9千円相当：社保等事業主負担分を含む）については、同臨時特例交付金の受給の如何に関わらず、恒久的な昇給措置として継続する。
- 10 令和5年度の福祉・介護職員等処遇改善加算特例交付金の制度新設に伴い、全常勤職員の基本給を2段上位の級にベースアップするための昇給（平均月額 6,901円増）を行う。2月と3月分については、4月支給の給与において、調整額として一括加算し、4月と5月については、基本給改定として取り扱う。
- 11 令和6年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の改定に伴い、全常勤職員の基本給をベースアップするための昇給（令和6年2月の基本給に対し、月額 14,100円以上）を

行う。加えて、勤続10年以上の指導職員及び管理職業務相当の業務役割を担っている者について、給与基本年棒に拘わらず、手当等の加算により、4,400,000円（令和6年度の基準）以上の年収となるよう処遇する。

また、非常勤職員においては、算定基礎となる時給を1,200円以上とするように月額報酬を変えるとともに、勤務時間に拘わらず、月額6,000円以上の処遇手当を加算するものとする。

附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

3項後段に次の項目を付け加える。

時間外手当について、令和元年10月から令和2年3月までの間、

月額5,000円を消費税増税対応として加算するものとし、処遇改善加算額の配分額を以って充てるものとする。

附則 この要領は、令和2年3月1日から施行する。

5項後段に次の項目を付け加える。

令和2年3月に、コロナウィルス対策として、衛生管理費を20,000円加算するものとする。その助成費用は処遇改善加算額の配分額を以って充てることができる。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

3項後段の「令和元年10月から令和2年3月までの間、」を「令和2年4月から令和2年8月までの間、」に改正する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

5項後段に次の項目を付け加える。

令和2年4月に、コロナウィルス対策として、保健衛生費を50,000円支給するものとする。その助成費用は処遇改善加算額の配分額を以って充てることができる。

附則 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

3項後段の「令和2年4月から令和2年8月までの間、」を「令和2年9月から当分の間」に改正する。

2 6項の次に、7項を加える。

附則 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

7項の次に、8項を加える。

附則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

8項の次に、9項を加える。

附則 この要領は、令和6年2月1日から施行する。

9項の次に、10項と11項を加える。

ただし、11項については、令和6年4月1日から施行する。